

1 件 名

「国民皆保険制度を堅持し、地域医療に混乱を来さないように、健康保険証の廃止期日の延期を求める意見書を国に提出すること」に関する請願

2 請願の趣旨

- (1) 現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへの一体化（マイナ保険証化）をすすめる法律が昨年6月2日に成立し、今年12月に健康保険証が廃止されます。
- (2) しかしながら、マイナ保険証とそのシステムをめぐるトラブルは多発し続けており、保険証を廃止できる環境下にはありません。国民皆保険を堅持し、地域医療に混乱を来さないように、健康保険証の廃止期日を延期する意見書を地方自治法第99条の規定により埼玉県から国に対して提出してください。

3 理 由

2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへの一体化（マイナ保険証化）をすすめる法律が昨年6月2日に成立、今年12月に保険証廃止が決まっています。

しかしながら、埼玉県保険医協会の会員調査では、マイナ保険証を利用することによるトラブルを経験している開業医は多く、直近調査（2023年12月4日～14日実施）では、政府が「総点検」で一定の収束の方向性を示していた昨年10月以降に限定しても58%の開業医がトラブルを経験しています。保険証の紐づけ誤りで患者情報が異なっていたり、名前が表記されなかったり、資格が無効であったり、負担割合に齟齬があったり、様々です。

また、8月の調査（2023年8月1日～31日実施）ではマイナ保険証を利用することにより受付の実務が「増えた」としたのは92%で、その理由は患者への説明やカードリーダー機器の操作の補助の他、取り込んだデジタルデータを現在の保険証や既存のレセプトや電子カルテとの照合作業など資格確認作業などです。高齢者の負担割合の相違も14%で見られており、医療機関の所在地は県内35自治体にまたがります。

資格確認がマイナ保険証のみではできない例は相当数報告されているため、健康保険証の廃止について「賛成」したのはわずか3%で、「保険証は残すべき」が89%、「廃止は延期すべき」が8%で、合わせて97%が保険証の廃止を望んでいないことが示されています。

昨年5月の会員調査では、「保険証を存続すべき」としたのは85%でした。1年前の2022年8月～9月実施調査時は「保険証廃止に反対」は医師54%、歯科医師66%でした。マイナ保険証による受付の経験が増えるほど、健康保険証の存続を求める声が増えています。

厚労省の発表によればシステムが本格稼働した昨年の4月度のマイナ保険証の利用率は6.3%でしたが、12月度は4.29%です。紙の保険証しか扱わない医療機関の受診数を母数に含めれば、利用率は2.95%とも算出されています。患者のマイナ保険証に対する信頼は高まらずむしろ下がり続けています。また、国家公務員の利用率も平均4.36%で国民の利用率と相違なく極めて低い状況です。また医療機関における利用率もマイナ保険証に関する診療報酬上の加算点数を利用している医療機関に限ってみても医療情報の利用率は3割を切っており芳しくありません。現在の客観的な評価が様々示されています。そしてシステムそのものは完成しておらず、いまだマイナ保険証に対応していない保険証が存在し、公費負担医療制度や生活保護などについても今後次々と導入計画はあるものの完成目途は示されていない状況にあります。

新しい技術の導入時期にあっては様々なトラブルやエラーが生じることはやむを得ず、それらに上手に対応して良きシステムに発展させていくことが必要です。そのためにも既存の安定的に運営されているシステムをしっかりと利活用をしながら、新たな技術に生かしていくことこそが、将来に向けて技術を発展させていく方途です。

政府は従来保険証が国民ひとりひとりに届けられていた方式を廃止し、新たに国民側の申請手続によってマイナ保険証や資格確認書の発行を求める方法は「無保険状態」が生じるため、マイナ保険証を持たない国民全員に「当面は」「資格確認書」を発行し、マイナ保険証を持つ国民全員には「資格情報のお知らせ」を発行することとしています。これは、現時点でマイナ保険証だけでは資格確認のためのアクセスが保障されないことによります。

いずれの券面とも現在の健康保険証と表記内容は同様であり、わざわざ異なる券や証書を発行することに合理性はみえません。そして、これらが発行する保険者にとっては、今年の12月までに発行体制を整えることが困難になっています。現行の保険証が存続すれば、国民や患者や医療機関にもわかりやすく、保険者にも新たな人手や予算も必要となりません。

国民皆保険制度は日本が世界に誇れる制度であり、多くの職層の先人達の努力により60年以上守られ続けてきました。健康保険証により安心して医療機関を受診できる制度は我が国が世界に誇るべきものです。

健康保険証が全ての国民に届けられている現在の制度と同等にマイナ保険証システムの運営が安定するまでは、少なくとも現在の健康保険証の廃止期日を延期させて、国民皆保険制度が堅持されることを強く求めるものです。

記

- 1 国民皆保険制度を堅持し、地域医療に混乱を来さないように、健康保険証の廃止期日の延期を求めます

以上、地方自治法第99条の規定により国に意見書を提出してください。

上記のとおりお願いいたします。

2024年2月20日

住 所 〒 330-0074
埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-2-2
アンリツビル5階

氏 名 埼玉県保険医協会
理事長 山崎 利彦 (印)